

第 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生が想定される地震が報告されています。(表-3、図-2)

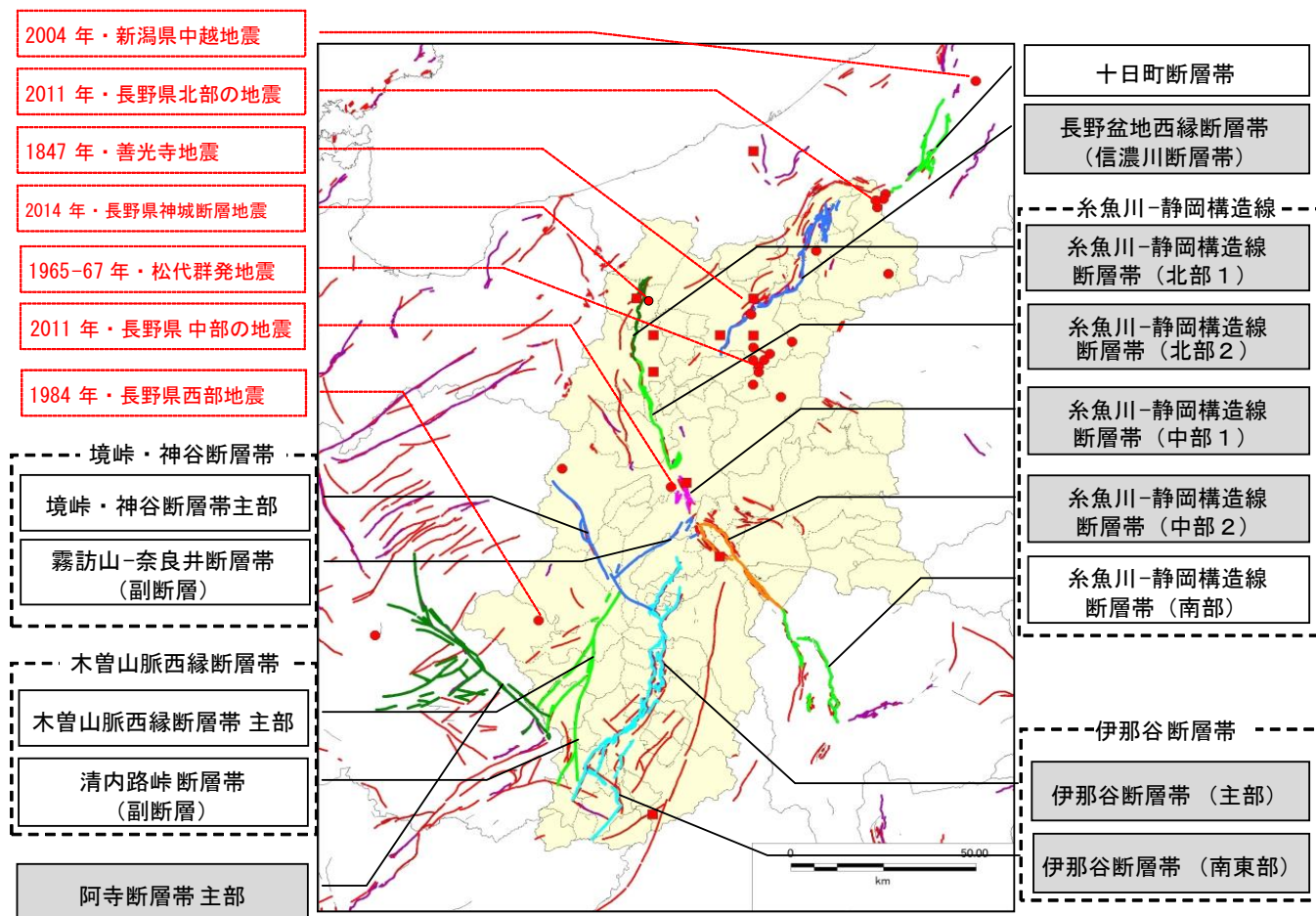
(表-3) 想定地震等の概要

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考	計測震度等の予測
					M _j	M _w		
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4 ケース	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル	長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
		北側		84	8.0	7.14		長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
		南側		66	7.9	7.23		諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4 ケース	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2 ケース	基礎地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は基礎地域南部を中心に発生する。
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2 ケース	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4 ケース	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)		8.0	8.0	1 ケース	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)		9.0	9.0	1 ケース	飯伊地域から上伊那地域に掛けて伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)		9.0	9.0	1 ケース	飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

(注) 気象庁マグニチュード(M_j)とモーメントマグニチュード(M_w)について
断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュードを算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュードを求めている。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

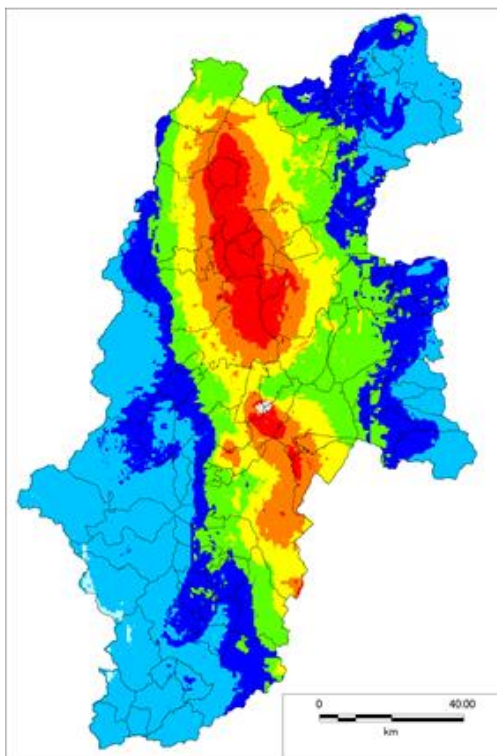
プレート境界の海溝型地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュードを求めている。M4～M8の海溝型地震では $M_w = M_j$ であることから、これを外挿して M_j を求めている。



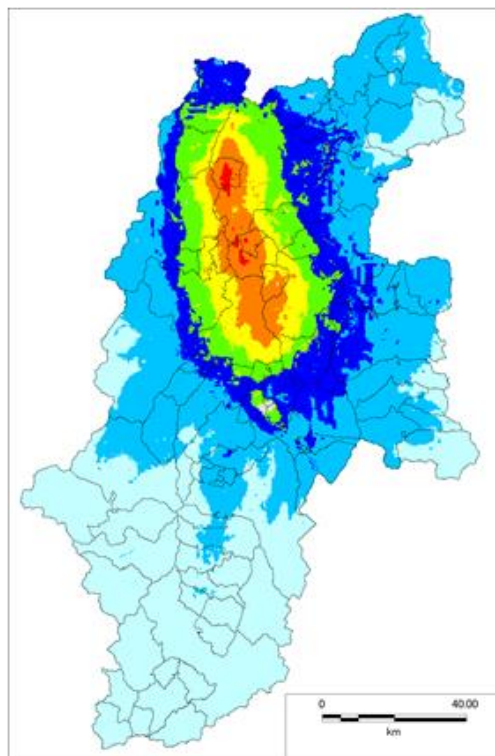
■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層(活断層研究会、1991)	■	長野県(2002)の対象地震(活断層帯)

(図-2) 長野県に大きな影響を与える主要活断層帯(名称表示)と被害地震の分布

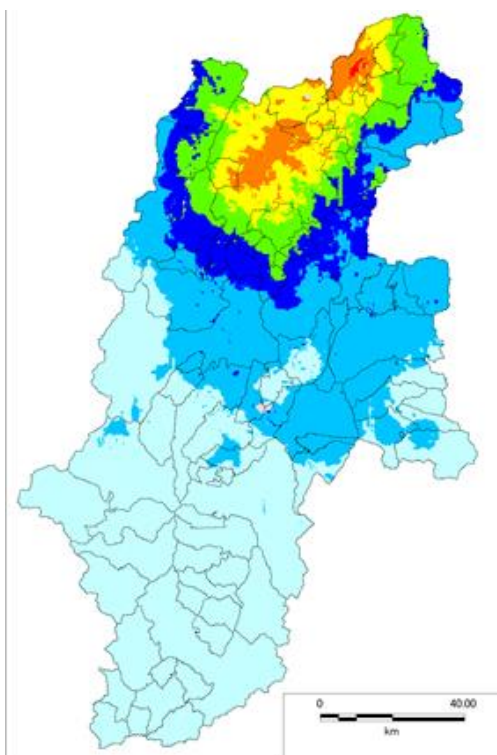
また、想定地震後との計測震度（地表面）は下図に示すとおりとなります（図-3、-4、-5）



（図-3）糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布（全体：Mj8.5）



（図-4）糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布（北側：Mj8.0）



（図-5）長野盆地西縁断層帯の地震の地表震度分布（Mj7.8）



地震調査研究推進本部（※1）による評価・報告によると、糸魚川―静岡構造線断層帯北部区間（小谷～明科）で30年以内にM7.7程度の地震が発生する確率は0.008%～15%と全国的にも比較的高い確率となっています。

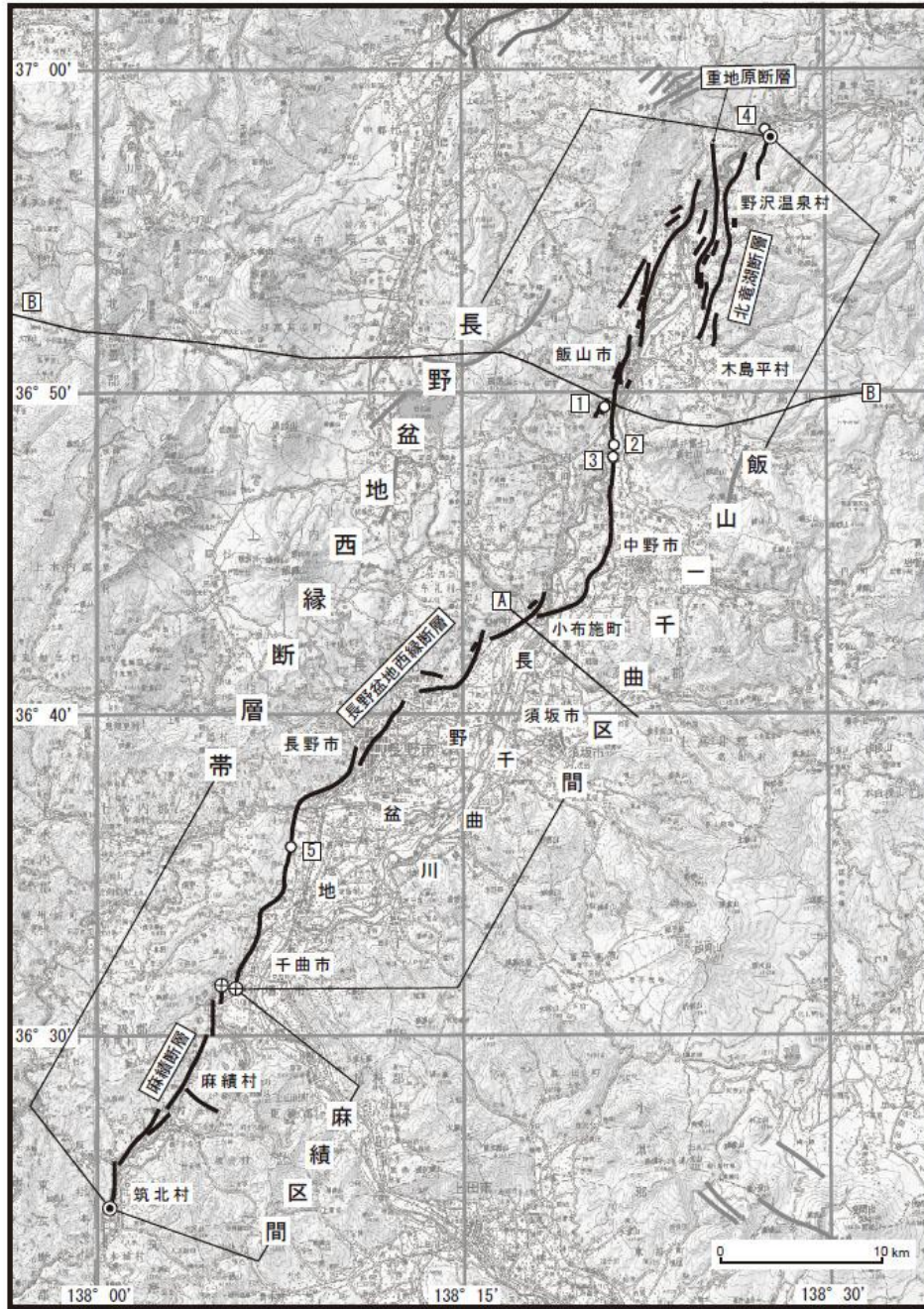
（表-4）発生が予想される地震に掛かる発生確率と活動予想

種類	想定地震名		30年以内の地震発生確率	断層帯の将来の活動予想
内陸型（活断層型）地震	糸魚川―静岡構造線断層帯の地震（※2）	北部区間 （小谷―明科）	0.008% ～15%	区間全体が1つの活動区間として活動する場合、M7.7程度の地震が発生する可能性がある。この時、断層近傍の地表面では、断層の東側が西側に対して相対的に2～3m程度高まる段差や撓みが生じると推定される。
		中北部区間 （明科―諏訪湖南方）	13% ～30%	区間全体が1つの活動区間として活動する場合、M7.6程度の地震が発生する可能性がある。この時、断層近傍の地表面では、最大9m程度の左横ずれが生じると推定される。
		中南部区間 （諏訪湖北方―下葛木）	1% ～8%	区間全体が1つの活動区間として活動する場合、M7.4程度の地震が発生する可能性がある。この時、断層近傍の地表面では、6m程度の左横ずれが生じる可能性がある。
		南部区間 （白州―富士見山）	ほぼ0% ～0.1%	区間全体が1つの活動区間として活動する場合、M7.6程度の地震が発生する可能性がある。この時、断層近傍の地表面では、断層の西側が東側に対して相対的に3m程度高まる段差や撓みが生じると推定される。
	長野盆地西縁断層帯の地震	飯山―千曲	ほぼ0%	M7.4～7.8程度の地震が発生すると推定され、その際、断層の近傍の地表面では、北西側が南東側に対して相対的に2～3m程度高まる段差や撓みが生じる可能性があります。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関です。本部長（文部科学大臣）と本部長（関係府省の事務次官等）から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。

※2 H27.4地震調査研究推進本部による評価・報告。

想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。



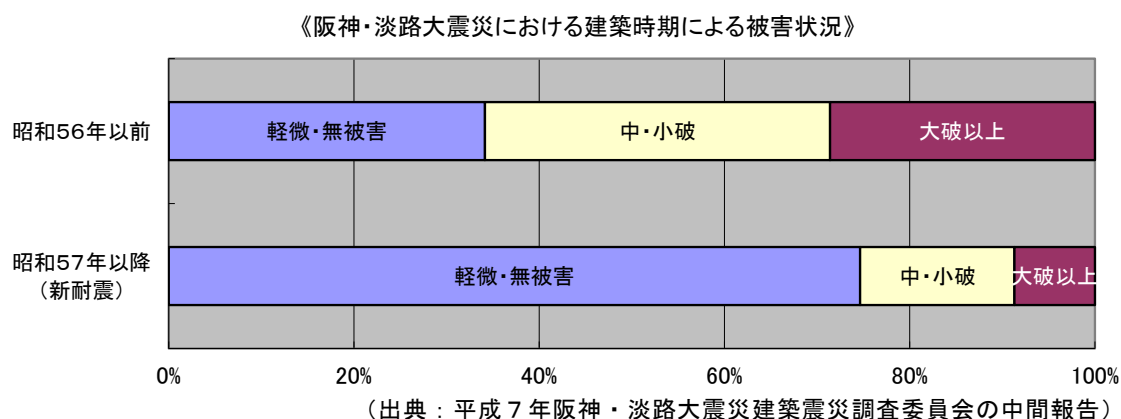
(図一七) 長野盆地西縁断層帯の活動区分

出典 長野盆地西縁断層帯（信濃川断層帯）の長期評価

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和56年6月1日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建築したものでは約2/3に達しています。）。



(2) 建築時期別の住宅の状況等

平成27年3月の「第3次長野県地震被害想定調査報告書」によると、村内の住宅総数は、4,501棟であり、昭和55年以前に建築された木造住宅は、1,541棟で全体の34.2%を占めています（表－5）。

*表－5は固定資産課税台帳上の実数であるため、「第3次長野県地震被害想定調査報告書」と差異があります。

（表－5）建築時期別住宅棟数

(単位 戸、%)

	平成19年	平成28年	令和3年度
住宅総数	4,169	4,389	4,041
うち昭和55年以前建築	1,820	1,682	1,426
	43.66%	38.32%	35.29%
～S25	260	209	168
S26～35	69	60	41
S36～45	451	386	330
S46～55	1,040	1,027	887
うち昭和56年以降建築	2,349	2,707	2,615
	56.34%	61.68%	64.71%
S56～H2	845	834	688
H3～12	1,089	1,101	979
H13～	415	772	948

資料：固定資産課税台帳

村内の住宅を建方別に見ると、全体の約93%を占める戸建ての34%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は約32%を占めています。

一方、共同建ては全体の約7%を占めていますが、昭和55年以前に建築された割合は約49%となっており、住宅総数に対する割合は約3%と低くなっています。(表-6)

(表-6) 建方別建築時期別の住宅戸数

(単位：戸、%)

	住宅数		うち昭和55年以前建築	
		構成比		住宅数に対する割合
戸建て	3,768	93.24%	1,291	34.23%
共同建て	273	6.76%	134	49.08%
計	4,041		1,425	

資料：固定資産課税台帳

また、村では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成16年度から、住まいの安全「とうかい」防止対策事業（平成19年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称）を実施してきました。診断を実施した住宅は157戸で、そのうち7戸で耐震改修を行っています（表-7）。

(表-7) 耐震診断・改修の実績

耐震診断	H16~20	H21~25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	合計
住宅	126	14	0	5	5	5	1	0	1	157
避難施設	9	5	0	0	0	0	0	0	0	14
耐震改修	6	0	0	0	1	0	0	0	0	7

(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると3,277戸となり、村内における住宅の耐震化率は、現状で約81.1%と推計されます（表-8）。

(表-8) 住宅における耐震化の現状

(単位：戸、%)

	平成 25 年	令和 3 年
住宅総数 (a)	4,286	4,041
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	3,163	3,277
耐震化率 (c=b/a)	73.8%	81.1%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	2,466	2,615
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	1,820	1,426
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	691	655
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	6	7
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	1,123	764

※ 昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直された（新耐震基準）ため、昭和56年以前と昭和57年以降で分ける必要がありますが、根拠としている住宅・土地統計調査が5年ごとに実施されており、昭和55年と昭和56年で分かれているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用しています（以下同じ）。

(4) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

村内に、多数の者が利用する特定建築物は72棟あります。このうち昭和56年以前に建築されたもの11棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの4棟に昭和57年以降に建築されたもの87棟を加えた91棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は現状で92.9%と推計されます（表-9、-10）。

(表-9) 特定建築物における耐震率の現状

特定建築物総数 (a)	98
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	91
耐震化率 (c=b/a)	92.9%
昭和 57 年以降に建てられたもの (d)	87
昭和 56 年以前に建てられたもの (e)	11
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	4
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	7

(表-10) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状 (詳細)

(単位:棟)

多数の者が利用する 特定建築物の区分	I 災害 応急対策 を実施す る拠点と なる建築 物	II 災害 時に避難 施設とな る建築物	III 災害 時に負傷 者等の対 応を行う 拠点とな る建築物	IV 被災 時要援護 者が利用 する建築 物	V その 他の建築 物	合計
具体的な用途	事務所(庁 舎等)、保 健所等公 益的な施 設	学校(幼稚 園を除く)、 体育館	病院、診療 所	幼稚園、保 育園、老人 ホーム、そ の他の社 会福祉施 設	ホテル、旅 館、工場、 共同住宅 (賃貸)等	
令和3年における棟総数 (a)	1	8	2	5	82	98
耐震性を満たすも (b=d+f)	1	8	2	5	75	91
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	100%	100%	91%	92.9%
昭和57年以降に建築され た棟数 (d)	0	5	2	5	75	87
昭和56年以前に建築され た棟数 (e)	1	3	0	0	7	11
耐震性を有しているも の又は有すると推測さ れるもの (f)	1	3	0	0	0	4
耐震性がないもの又は ないと推測されるもの (g)	0	0	0	0	7	7

(5) 要安全確認計画記載建築物の耐震化の促進

地震によって建築物が倒壊した場合に、多数の者の円滑な避難を困難にすることを防ぐため、沿道建築物耐震化促進路線を指定し、その沿道建築物のうち一定の条件（※1）に該当する建築物についての耐震化を促進します。

本計画策定時においてその対象となる可能性のある建築物は、国道 148 号沿いに数棟あります。今後沿道建築物の実態調査等を実施し、耐震診断を義務付ける道路（以下「耐震診断義務化路線」という。）の指定を検討します。指定後には、耐震診断義務化路線沿道の耐震化促進の対象となる建築物の所有者に対して耐震診断及び耐震改修を実施するよう働きかけを行います。

※1 耐震化促進の対象となる沿道建築物の条件

耐震化促進の対象となる建築物は以下の条件がすべてあてはまるもの。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工した建築物（旧耐震建築物）
- (2) 前面道路（沿道建築物耐震化促進路線）の幅員に対して、①または②に該当する建築物
 - ①前面道路が12mを超える場合（ $L > 12$ ）、幅員の1/2の高さを超える建築物
 - ②前面道路が12m以下の場合（ $L \leq 12$ ）、高さ6mを超える建築物

3 耐震改修等の目標の設定

(1) 建替等に伴う更新による耐震化率の推計

今後の5年間ににおいても、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却により、耐震性を満たさない建築物が減るため、建築物全体における耐震化率は向上します（以下「建替等に伴う更新」という。）。

これまでの建替え等の動向を踏まえ、これまでと同じペースで建替え等が推移するとした場合の令和7年時点における住宅の耐震化率を推計します（表-11）。

(表-11) 建替等に伴う更新による住宅の耐震化率の推計

(単位：戸)

	平成18年	平成25年	令和3年	令和7年
住宅の総数 (a)	4,169	4,286	4,041	3,738
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	2,651	3,163	3,277	3,081
耐震化率 (c=b/a)	63.6%	73.8%	81.1%	82.4%
昭和56年以降に建てられたもの (d)	2,349	2,466	2,615	2,526
昭和55年以前に建てられたもの (e)	1,820	1,820	1,426	1,212
耐震診断結果が耐震上支障がないとされるもの (f)	297	691	655	545
耐震改修を実施したことにより耐震性を有するもの (g)	5	6	7	10
耐震性が不十分なもの (h)	1,518	1,123	764	657

※住宅の総数については（表-5）建築時期別住宅棟数の比率を活用した。

また、同様にこれまでと同じペースで建替え等が推移した場合の令和 7 年時点における多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を推計します（表-12）。

（表-12） 建替等に伴う更新による令和 2 年における多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の推計（単位：棟）

多数の者が利用する特定建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時必要要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場、共同住宅（賃貸）等	
令和 3 年における棟総数（a）	1	8	2	5	82	98
令和 7 年における総棟数（推計値）（b）	1	8	2	5	85	101
耐震性を満たすもの（c=e+g）	1	8	2	5	78	94
耐震化率(d=c/b)	100%	100%	100%	100%	91.7%	92.9%
昭和 57 年以降に建築された棟数（e）	0	4	2	5	55	66
昭和 56 年以前に建築された棟数（f）	1	4	0	0	7	12
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの(g)	0	4	0	0	0	4
耐震性がないもの又はないと推測されるもの(h)	0	0	0	0	7	7

※コロナウイルス感染拡大の影響があることから特定建築物の推移については微増と仮定する。

(2) 耐震化率の目標の設定

国の基本方針において、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和 2 年までに少なくとも 95% にするとともに、令和 7 年までに「耐震性が不十分な住宅を概ね解消する」ことを目標としています。長野県において想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、令和 7 年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

ア 住宅については、耐震化率の目標を 92%とします。

イ 多数の者が利用する特定建築物については、耐震化率の目標を 95%とします。

目標の達成に向けては、今後 5 年間で建替等に伴う更新による実施数に加え、村民に対する周知や施策の推進により、住宅にあっては 358 戸の、多数の者が利用する特定建築物にあっては 2 棟の耐震改修が必要になります。

(表-13、14-1)

(表-13) 令和 3 年における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

		住宅
令和 3 年における住宅総数 (a)		4,041
耐震性を満たすもの (b)		3,277
耐震化率 (c=b/a)		81.1%
令和 7 年における住宅総数の推計値 (d)		3,738
建替え等がこのままの状況で推移した場合、令和 7 年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの(建替え等に伴う更新による) (e)		3,081
建替え等に伴う更新による令和 7 年における耐震化率 (f=e/d)		82.4%
目標 (92%) を達成するために令和 2 年時点で耐震性を満たす必要がある戸数 (g)		3,439
令和 7 年までに耐震改修が必要な戸数 (h=g-e)		358
令和 7 年における耐震化率の目標 (i=g/d)		92.0%

(表-14-1) 令和 7 年における特定建築物の耐震化率の目標

(単位：棟)

	多数の者が利用する特定建築物
令和 3 年における棟総数 (a)	98
耐震性を満たすもの (b)	91
耐震化率 (c=b/a)	92.9%
令和 7 年における棟総数の推計値 (d)	101
建替え等がこのままの状況で推移した場合、令和 7 年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの (建替等に伴う更新による) (e)	94
建替等に伴う更新による令和 7 年における耐震化率 (f=e/d)	93%
目標 (95%) を達成するために令和 7 年時点で耐震性を満たす必要がある棟数 (g)	96
令和 7 年までに耐震改修が必要な棟数 (h=g-e)	2
令和 7 年における耐震化率の目標 (i=g/d)	95%

(3) 地震災害時に特に重要となる建築物の耐震化の促進

地震災害時に、避難施設となる学校等やけが人の手当を行う病院・診療所及び災害弱者が利用する社会福祉施設等については、規模や設置主体（民間又は公共）に関わらず、特に耐震化の促進が必要な建築物です。

多数の者が利用する特定建築物について地震防災上の観点から、用途を 5 つの区分に分類し、そのそれぞれについて現状の耐震化の状況等を踏まえ、次のとおり目標を設定します。(表-14-2)

また特定建築物として取り扱われない小規模で防災計画で指定されている公民館等の避難施設についても目標を設定します。(表-14-3)

I	災害応急対策を実施する拠点となる建築物	100%
II	災害時に避難施設となる建築物	100%
III	災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	100%
IV	被災時要援護者が利用する建築物	100%
V	その他の建築物	97%
VI	特定建築物以外の避難施設	100%

第 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(表-14-2) 令和 7 年における特定建築物の耐震化率の目標 (詳細)

(単位:棟)

多数の者が利用する 特定建築物の区分	I 災害 応急対策 を実施す る拠点と なる建築 物	II 災 害時 に避難施設 となる建築 物	III 災害時 に負傷者等 の対応を行 う拠点とな る建築物	IV 被災時 要 援 護 者 が 利用する建 築物	V その他 の建築物	合 計
具体的な用途	事 務 所 (庁 舎 等)、保健 所等公益 的な施設	学 校 (幼 稚 園を除く)、 体育館	病 院、診 療 所	幼 稚 園、保 育園、老人ホ ーム、その他 の社会福祉 施設	ホ テ ル、旅 館、工場、 共 同 住 宅 (賃 貸) 等	
令和 3 年における棟総数(a)	1	8	2	5	82	98
耐震性を満たすもの(b)	1	8	2	5	75	91
耐震化率(c=b/a)	100%	100%	100%	100%	91%	92.9%
令和 7 年における棟総数の 推計値 (d)	1	8	2	5	85	101
建替え等がこのままの状 況で推移した場合、平成令 和 7 年の時点で耐震性を 満たすと推測されるもの (建替等に伴う更新) (e)	1	8	2	5	78	94
建替等に伴う更新による 令和 7 年における耐震化 率 (f=e/d)	0%	71%	100%	100%	91%	93%
目標を達成するために令 和 7 年時点で耐震性を満 たす必要がある棟数(g)	1	8	2	5	80	96
令和 7 年までに耐震改修 が必要な棟数 (h=g-e)	0	0	0	0	2	5
令和 7 年における 用途区分別の 耐震化率の目標	100%	100%	100%	100%	94%	95%

第 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(表-14-3) 特定建築物以外の避難施設の耐震化率の目標 (詳細)

(単位:棟)

特定建築物以外の避難施設	Ⅱ 災害時に避難施設となる建築物	Ⅱ 災害時に避難施設となる建築物	合計
具体的な用途	公民館	体育館	
令和3年における棟総数 (a)	6	4	10
耐震性を満たすもの (b)	6	2	8
耐震化率 (c=b/a)	100%	50%	80%
令和7年における棟総数の推計値 (d)	6	4	10
建替え等がこのままの状況で推移した場合、令和7年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの (建替えに伴う更新) (e)	6	3	9
建替えに伴う更新による令和7年における耐震化率 (f=e/d)	100%	75%	90%
目標を達成するために令和3年時点で耐震性を満たす必要がある棟数 (g)	0	1	1
令和7年までに耐震改修が必要な棟数 (h=g-e)	0	1	1
令和7年における用途区分別の耐震化率の目標	100%	100%	100%

4 公共建築物の耐震化の目標等

公共建築物は、災害時に、①庁舎は被害情報の収集や災害対策指示が行われ、②学校は避難場所等として活用され、③病院は災害による負傷者の治療が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から耐震化を進める必要があります。

公共建築物のうち村有施設 (以下「村有施設」という。) にあっては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。

(1) 村有施設の耐震化の基本方針

村有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する特定建築物 (以下「災害拠点施設等」という。) に関し、重点的に耐震化を進めることとします。

(2) 村有施設の耐震化の現状と目標

現在、村有施設のうち災害拠点施設等 (村営住宅を除く。以下同じ。) は6棟あり、昭和56年以前に建てられたものが3棟 (構成比50%) で、そのうち全ての施設で耐震

第 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

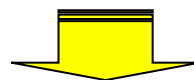
性を有しており現状での耐震化率は100%となります。

村有施設の令和7年における耐震化率の目標は、災害拠点施設等において、引き続き100%とします（表-15）。

（表-15）村有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状及び目標

（単位：棟）

建築物の分類	本庁舎、支所庁舎、消防署等	小中学校、体育館	病院、診療所	社会福祉施設等	左記以外の用途	合計
総棟数 (a=d+e)	1	2	0	3	0	6
耐震性があると判断されるもの (b=d+f)	1	2	0	3	0	6
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	—	100%	—	100%
昭和57年以降に建築された棟数 (d)	0	1	0	2	0	3
昭和56年以前に建築された棟数 (e)	1	1	0	1	0	3
耐震性を有するもの又は有すると推測されるもの (f)	1	1	0	1	0	0
耐震化が必要なもの (g) ※	0	0	0	0	0	0



令和7年における耐震化率の目標	100%
-----------------	------

※ 上記、耐震化には、除却・改築等を含む。

(3) 公営住宅（村営住宅）の耐震化の現状及び目標

村有施設のうち村営住宅は、5団地、13棟、24戸を管理しています（令和3年4月1日現在）。そのうち昭和56年以前に建築されたものは3棟で、いずれも平成29年に耐震化改修が行われており、現在の耐震化率は100%となっています。

(表-16) 村営住宅の耐震化の現状

(単位：棟)

建築物の分類	低 層	合 計
構造・規模等	平屋	
総棟数 (a) (構成比)	13 (100%)	13 (100%)
耐震性を満たしているもの (b)	13	13
耐震化率(c=b/a)	100%	100%
昭和57年以降に建築された棟数 (d)	10	10
昭和56年以前に建築された棟数 (e)	3	3
耐震性を有するもの (f)	3	3
未診断(g)	0	0
耐震化率の目標(h)	100%	100%

(5) 耐震診断結果の公表等

村有施設にあっては、耐震化の状況を、別途村のホームページ等で公表することとします。